45—19　ＰＵＤＴ

審決による却下

審判請求が、以下に掲げる事由に該当するときは、補正を命じることなく、不適法な請求として審決をもって却下（審決却下）される（特§135、実§41、意§52、商§56）。

(1) 審判請求期間外の請求（→45—20）

(2) 共同出願人の一部の者がした請求（→45—20、22—03）

(3) 共有者の一部の者を被請求人とした請求（→45—20）

(4) 特許権者でない者を被請求人とした請求（→45—20）

(5) 対象物のない請求

(6) 在外者が特許管理人によらないでした請求

(7) 除斥期間を経過した後の請求

(8) 商標権の不使用による取消しの審判において、商標権の設定の登録の日から３年以上経過していないものに対しての請求

(9) 一つの特許出願に対して重複してした拒絶査定不服審判請求（取下げ等により審判に係属しなくなった請求を除く）のうち最初のもの以外の請求

（改訂 H27.2）